

大船駅東口再開発計画協議会要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、大船駅東口周辺地域の市街地の計画的な整備を推進するため、大船駅東口再開発計画協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大船駅東口再開発計画（以下「計画」という。）についての検討
- (2) 計画区域周辺の整備計画についての検討
- (3) その他協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 大船駅東口周辺の商店会・町内会等が推薦する者
- (2) 神奈川県議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

2 役員は委員の互選とする。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の職務)

第6条 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 役員は、協議会の運営に参画する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、この協議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、委員長が協議会に諮って、これを定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月11日から施行する。